

社会福祉法人紀和福祉会
指定介護老人福祉施設やまぼうし
(介護予防) 短期入所生活介護

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(和歌山県指定 第 3071300911 号)

2021. 04. 01

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人紀和福社会
- (2) 法人所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町 2385-1
- (3) 電話番号 0736-22-2020
- (4) 代表者氏名 理事長 若杉正樹
- (5) 設立年月日 平成 27 年 7 月 1 日

2. 利用施設

- (1) 施設の種類 ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護
平成 29 年 1 月 1 日指定
第 3071300911 号
- (2) 施設の名称 指定介護老人福祉施設やまぼうし
- (3) 所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町 2385-1
- (4) 電話番号 0736-22-2020
- (5) FAX 番号 0736-22-1616
- (6) メールアドレス yamaboushi@kiwafukushikai.or.jp
- (7) ホームページ <https://kiwafukushikai.wordpress.com/>
- (8) 管理者氏名 施設長 渡部 綾子
- (9) 開設年月日 平成 29 年 1 月 1 日
- (10) 利用定員 10 名

3. 施設の目的および運営方針

可能な限り、居宅に近い居住環境の下で、利用者一人ひとりについて、個性、心身の状況、利用前までの生活習慣など、これまでの自宅での生活からの連続性が保たれるように配慮しつつ、自律的な生活を営むことができるよう援助することを目的とします。

上記の目的をふまえつつ、下記の10項を運営方針とします。

- ① 人格の尊重: 個々人の生活の歴史や個性を尊重した支援を行う。
- ② 自己決定の尊重: 自身が受けるケアやサービス内容、提供のされ方、生活習慣等について利用者一人ひとりの意向や自己選択・決定を尊重する
- ③ 自律支援: たとえ身体の高い動きが損なわれても、介護やその他の支援を受けながら、自身に関わること、社会生活に関わることを問わず意思決定や行動化を支援する。
- ④ 社会参加の尊重と支援: 入居者一人ひとりが、社会や地域の一員であることを大切に、本人の意向や心身の状況を考慮して、多様な社会参加のあり方を探求する。
- ⑤ ノーマライゼーションの推進: 利用者も社会を構成する他の人々と同等の権利を有することを出発点とし、どのような医療・介護の必要性を要した状況であっても、できる限り普通の生活が継続できるように、環境的、人的、物的支援を行う。
- ⑥ 安全・安心の保障: 個々人の障がい特性に応じて、安全・安心な生活を送るために必要な適切な配慮を行う。
- ⑦ 情報のアクセスビリティの支援: 社会や地域の動向や情報を知る権利を尊重し支援する。
- ⑧ リハビリテーションの観点からの支援: 安静の状態を常とせず、残存能力をできる限り活性化し、自立的・自律的活動を目指す。
- ⑨ 職員の健康と生活を大切にする: 一人ひとりの職員が健康で、かつ職員とその家族の豊かな生活と幸福を願って、企業努力を行う。
- ⑩ 専門職の育成: 提供するサービスの質の向上を図ることを第一義としつつ、職員の専門的知識・技術の育成およびキャリアアップを応援し、優秀な専門職を地域に輩出し、地域の高齢者福祉への貢献を図る。

4. 職員の配置

(1) 職種と人数

	職 種	人 数	勤務形態	指定基準
1	管理者(施設長)	1名	常勤	1名
2	医師(嘱託)	1名以上	非常勤	1名以上
3	生活相談員	2名以上	常勤	2名以上
4	看護職員	5名以上	常勤、非常勤	3名以上
5	介護職員	44名以上	常勤、非常勤	37名以上
6	管理栄養士	1名以上	常勤	1名以上
7	機能訓練指導員	1名以上	常勤	1名以上
8	言語聴覚士	1名以上	非常勤	(-)

(2) 主な職種の勤務体制

① 介護職員の勤務シフト

	シフト	勤務時間帯	人数
1	早出	6:00 ~ 15:00	1名
2	日勤	8:00 ~ 17:00	1名
3	遅出	11:00 ~ 20:00	1名
4	準夜	14:00 ~ 23:00	0.75名
5	夜勤	23:00 ~ 8:00	0.75名

② 看護職員の勤務シフト

	シフト	勤務時間帯	人数
1	日勤	8:00 ~ 17:00	2名
2	遅出	9:30 ~ 18:30	1名

③ 配置医(嘱託)

概ね1回～3回/週

5. 提供する施設サービスの概要と料金

(1) 提供する基準介護サービス

①居室の提供

②状態の把握

- ア. 職種間で利用者の情報の共有化を図り、心身の状態把握に努めます。
- イ. 必要な利用者には、利用後およびその後定期的に排泄アセスメントを実施し、その方に適切な排泄ケア方法の把握に努めます。
- ウ. 利用される前の生活歴、生活様式、生活習慣などを情報収集させて頂き、利用者お一人おひとりの24時間の個別ケアに反映いたします。

③食事

- ア. 利用者ごとの食事を考慮した栄養ケア計画を管理栄養士が作成します。
- イ. 管理栄養士が作成した献立に沿って、栄養の観点ならびに利用者の身体状態・嗜好等を考慮した食事を提供します。
- ウ. ユニットの利用者や職員との社会的交流も考慮して、できれば共同生活室での食事を原則としていますが、ご本人の希望によって、居室で食事を摂ることもできます。
- エ. 食事は、朝食は7時～8時30分、昼食は11時～13時、夕食は18時～19時までの間で、希望される時間帯に提供することができます。
- オ. 食事のメニューを選択できる日があります。
- カ. 嚥下に不安がある利用者には、言語聴覚士および管理栄養士によって、口腔機能の評価を行い、適切な食物形態を判断します。

④入浴

- ア. 週に2回以上入って頂けます。ただし、心身の状態に応じて清拭となる場合があります。
- イ. できる限り、ユニット内の個別浴槽(リフト付)で入浴して頂くように努めますが、身体の状態により寝台式の特殊浴槽を利用して頂く場合があります。

⑤排泄

- ア. 排泄の自立および維持を目的に、排泄障がいのタイプや排泄の量、頻度、水分摂取量などを評価しつつ、適切な排泄ケアが行えるよう努めます。
- イ. 上記と同様の目的のために、お一人おひとりに適したトイレの利用を試みていきます。

⑥機能訓練

- ア. 機能訓練指導には作業療法士があたります。

- イ. 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じて評価を行い、必要な機能の回復またはその減退を防止するために、必要に応じて看護職員、介護職員、介護支援専門員、生活相談員と共同して個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行います。

⑦健康管理

- ア. 看護師ならびに嘱託医と協力医療機関である紀和病院との連携により、入居者に対し24時間の連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理に対応できる体制をとっています。

⑧その他

- ア. 心身の機能低下の原因となる長時間の安静にならないよう、できるだけ離床を促進する取り組みを行います。
- イ. 協力歯科医院の協力を得て、歯科衛生士による指導の下、口腔ケアおよび歯科衛生に努めます。
- ウ. 利用者の尊厳および全人権的復権(リハビリテーション)の理念の下、残存能力を活かし自律に向けての支援に努めます。

(2)利用料金について(別表参照)

利用料金には以下のものが含まれます。

①介護保険サービス費

要介護度によって、国で定められた料金が異なります。負担額は原則1割ですが、所得によっては「利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額」の料金となることがあります。

ア. 介護保険サービス費

- イ. 加算（国で定める基準やサービス内容によって上乘せされる費用です）
通常の送迎の実施地域は、かつらぎ町、紀の川市、九度山町、橋本市の区域とします。実施地域以外の送迎は別途実費を徴収します。

②介護保険外費用(「居住費」、「食費」)

施設利用の際には「居住費」と「食費」はご利用者の全額負担となります。

所得および資産が少ない方は、自己負担に限度額を設ける「負担軽減制度」の対象となる場合があります。

※ この制度を受けるには市町村に申請し「負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

③その他(個人利用に係る費用)

- ア. 食事以外の間食(お茶、お茶菓子など)

- イ. 持ち込みの電化製品の使用料
- ウ. 教養娯楽費(個人的な趣味や活動に係る費用)
- エ. 理美容代
- オ. その他、嗜好品や個人的に必要とする費用
(新聞、雑誌、外出にかかる費用などが含まれます)

④記録の交付

サービス提供について記録の写しをご希望される場合、個人情報に関する開示請求書の提出をお願いしています。また、複写に要する費用として、複写1枚につき10円をお支払い頂きます。

(3)利用料金のお支払い方法

すべての料金および費用は、1か月毎に集計し、身元引受人(ご家族の代表者)に請求させていただきます。

お支払いは原則として自動振込をお願いしています。

毎月27日に指定の口座から引き落としとなりますので、請求書をご確認の上、入金をお願いいたします。やむを得ず引き落としができない場合は、翌月に2か月分の引き落としをさせていただきます。

(4)入居中の健康管理と医療の提供について

当施設では配置医師と看護師が共同して健康管理を行っていますが、サービス利用期間中は利用者の主治医の診断による治療方針と方法が継続されます。

協力医療機関

医療機関の名称	医療法人南労会 紀和病院
所在地	和歌山県橋本市岸上18-1

6. 契約の終了

(1) 当施設との契約では、契約終了の期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用していただくことができますが、万が一、以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了して頂くことになります。

- ① 利用者が長期入院する事が見込まれるとき。

- ② 利用者の行動が施設の目的および運営の方針に著しく反するとき。
- ③利用者が負担すべき費用を3か月間滞納したとき。
- ④要介護認定の更新において、自立と認定されたとき。
- ⑤利用者が死亡したとき。
- ⑥他の介護保険施設への入所が決まり、その受入ができる状態になったとき。
- ⑦当施設が諸般の事情で事業の継続が困難になったとき。

(2) 契約終了の申し出

契約の有効期間であっても、利用者および身元引受人(ご家族等)から、契約終了退所の申し出を行うことができます。

7. 個人情報の保護について

当施設の職員には利用者およびその家族に関する個人情報を、在職中ならびに退職後を問わず、第三者に漏らすことを就業規則にて厳しく禁じています。

ただし、必要な場合には居宅介護支援事業者や医療機関に対して、必要な範囲に限り、情報提供する場合があります。

8. 緊急時の対応について

当施設の利用者に対して、健康管理並びに事故防止については、平素から細心の注意を払っているところではありますが、万が一の急変や事故などにより緊急事態が生じた場合には、別に定める「緊急対応マニュアル」に従って、適切に対応いたします。

9. 事故発生時の対応について

安全対策委員会を設置し、利用者が事故(転倒による骨折や怪我、飲食中の誤嚥など)に遭った場合、「事故対応マニュアル」に準じて、直ちに適切な対応を講じますとともに、身元引受人(家族等)の緊急連絡先に事故の内容、経過および状況説明をさせていただきます。

さらに、速やかに市町村に事故の状況を報告し、かつ状況等の記録を保存します。利用者に対して、施設サービスにより賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 身体拘束廃止への取り組みについて

当施設では、利用者あるいはその他の人に生命の危険が及ぶような状況以外には、利用者に対して身体拘束や行動の制限を行うことを禁じています。利用者の尊厳を守ることと、身体拘束によってより深刻な問題に発展することを防ぐために、身体拘束は行わない方針をとっています。このことによって、場合によっては自由意思による行動によって転倒や転落事故が生じやすい状況になることがあります。事故防止に最大限努めますが、ご理解をよろしくお願いします。

また万が一、身体拘束が避けられない事態になった場合には、「身体拘束廃止のためのガイドライン」に沿って、対応させていただきます。

11. 食べ物の持ち込みや差し入れについて

当施設では入居者様・利用者様の安全を守るために年間を通して利用者様への食べ物の持ち込みや差し入れに関するルールを定めさせていただきます。

(1) 窒息の危険があるもの

飴、団子、もち類、饅頭(もち入り)、グミ、キャラメル、ぶどう、ミニトマト、ゼリー(ナタデココ入り)、こんにゃくゼリー 等

(2) 賞味期限の記載がないもの

例: 商品を開封し、ジップロックや袋等に入れて持ってくる

(3) 持ち込まれた食品は、他の入居者様・利用者様への提供(おすそわけ)はできません

(4) 賞味期限・消費期限が過ぎた食品は、職員が責任を持って破棄させていただきます

(5) 飲料で持ち込みが出来ない物

アルコール類

食品の持ち込みや差し入れの際は、必ず職員にお声がけ下さい。

何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

12. 苦情の受付について

- (1) 当施設における苦情やご相談を受け付けています。

苦情受付担当者 久保拓也(生活相談員)

苦情解決責任者 渡部綾子(施設管理者)

[受付時間] 月曜日～金曜日 8:00～17:00

電話番号 0736-22-2020

- (2) 第三者委員

氏名:島岡和義(社会保険労務士)

電話番号:0736-32-8825

- (3) 行政への相談

- ①かつらぎ町役場

所在地:かつらぎ町丁ノ町2160

電話番号:0736-22-0300

- ② 九度山町役場 福祉課

所在地:和歌山県伊都郡九度山町九度山1190

電話:0736-54-2019(代表)

- ③ 橋本市役所 健康福祉部 いきいき長寿課

所在地:橋本市東家一丁目1番1号

電話:0736-33-1111(代表)

- ④紀の川市役所 高齢介護課

所在地:紀の川市名手市場146番地4

電話:0736-75-3111(代表)

- (4) 和歌山県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

所在地:和歌山市吹上2-1-22

電話番号:073-427-4662

受付時間:9:00～17:00(平日)

13. 第三者評価の実施状況について

- ・実施の有無 無し
- ・実施した年月日 無し
- ・実施した評価機関の名称 無し
- ・評価結果の開示 無し

指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

指定(介護予防)短期入所生活介護事業所 指定介護老人福祉施設やまぼうし

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明と交付を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

年 月 日

利用者氏名 _____ 印

住所 _____

代理人氏名 _____ 印

住所 _____